

一般競争入札参加予定者 各位

## 標準仕様書(伐採抜根)

サーラアグリ株式会社  
代表取締役 鈴木 将孝

サーラアグリ株式会社が発注する「令和8年度農地耕作条件改善事業(細野原地区)伐採抜根業務委託」に係る一般競争入札を行います。下記の内容に基づき、お見積りをお願いします。

## 記

## 1. 概要

- 1) 委託業務名 令和8年度農地耕作条件改善事業(細野原地区)伐採抜根業務委託
- 2) 業務の場所 群馬県安中市松井田町新井 地内
- 3) 業務の概要 伐採抜根業務 圃場内の樹木の伐採・伐根および発生材の処理
- 4) 業務の規模 伐採抜根施工エリア:約 1.8 ha(圃場全体:13.4 ha)
- 5) 業務委託期間 契約締結の日から令和8年9月30日まで  
(※ただし、現地での施工完了は令和8年8月31日厳守とする)

## 2. 見積条件

- 1) 送付する設計図書(標準仕様書、位置図、公図等転写連続図、伐採・伐根エリア)を元に見積もること。作業項目、規格、数量等については別紙の内訳書を参考にすること。提示する数量等は現時点の想定であり、業務遂行の過程で確定させるものとする。
- 2) 別紙1内訳書に記載の「発生材運搬・処分(枝・葉・幹など、および根)」の数量(m<sup>3</sup>)は、発注時の想定に基づいた「見込み数量」である。実際にかかる処分費用については、業務完了時に確定した「実績数量(マニフェスト等に記載された数量)」に基づき、入札時に決定した単価をもって精算を行うものとする。

## 3. 伐採抜根業務

- 1) 本業務は、対象圃場における造成工事に先立ち、施工エリア内の障害となるすべての樹木、竹林、根等の伐採伐根、ならびにこれらに伴う発生材(枝、葉、幹、根)の適切な処理(処分または現地処理)を行うことを目的とする。
- 2) 現地での伐採伐根業務の施工完了は令和8年8月31日遵守とする。その後、成果品の納品を令和8年9月30日までとする。
- 3) 実施にあたっては、以下の基準等を遵守し、周辺環境(隣接地、道路、水路等)への安全確保および環境保全に万全を期した上で、施工しなければならない。
  - ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)および群馬県・安中市の関係条例
  - ②その他、関係法令、安全衛生基準等

## 4. 成果品

- 1) 提出成果品の紙媒体(A4ファイル綴じ)1部 + 電子データ(CD-RまたはDVD-R等)
  - ①業務完了報告書(任意様式)
  - ②施工写真帖(着手前、施工中、完了の状況を撮影し、工事黒板等で場所・工種・数量が確認できるように整理したもの)
  - ③発生材処分の証明書類
    - ・産業廃棄物として処分した場合は、マニフェスト(産業廃棄物管理票)の写し(※このマニフェストの集計数量を最終的な実績精算の根拠とする。)
    - ・チップ化等により再資源化・現地処理した場合は、処理完了を証明する書類(計量証明書や受入承諾書等の写し)
- 2) 電子データの提出の際には、最新のパターンファイルによりウイルス対策を実施し、感染がないことを確認した上で提出すること。
- 3) 業務完了の検査合格後であっても、受注者の責めに帰すべき事由により、抜根の残存(施工不良)や成果品(提出書類・マニフェスト等)の誤り・不備が発見された場合には、発注者の指示に基づき、受注者の責任と負担において速やかに再施工または修正等を行うものとする。

## 5. 安全管理

- 1) 伐採抜根にあたっては、関係者への周知、標識設置、見張員の配置等を行い、安全確保に万全を期すこと。
- 2) 伐採抜根の実施状況を記録(写真等)し、必要に応じて報告すること。
- 3) 近隣住民の迷惑とならぬよう十分な配慮と対策を行うこと。作業現場での一切のトラブルについて取組主体(サーラアグリ株式会社)は責任を持たない。

## 6. 受注者の負担

- 1) 作業実施にあたり、対象地への立ち入りや作業ルート等の確保は、地権者や関係各所への配慮を怠らず、安全かつ円滑に行うこと。なお、発注者の許可なく施工区域外の土地へ立ち入ること、土地の踏み荒らし、および対象外の立ち木・竹林の伐採等を行ってはならない。これらにより第三者の土地や所有物に損害を与えた場合、その補償および復旧は、すべて受注者の責任と費用負担において行うものとする。
- 2) 当仕様書及び工事内訳に明示していない費用であっても、業務達成のために当然必要と認められる物はこれを負担しなければならない。
- 3) 引渡前の管理不行届きによって生じた損傷については、損傷部分を補修しなければならない。
- 4) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。

## 7. その他

- 1) 本業務の遂行にあたり、役務の調達等が必要な場合は可能な限り地元業者の活用に配慮すること。
- 2) 内訳表、及び工程表は、落札した場合速やかに提出すること。
- 3) 本業務の過程で上記以外の必要事項も、随時双方が協議の上進める。

以上

## 別紙1 内訳書(伐採伐根)

作業項目	規格	数量	単位
樹木伐採・伐根	高木エリアA	2,700	m <sup>2</sup>
樹木伐採・伐根	高木エリアB	2,600	m <sup>2</sup>
樹木伐採・伐根	中低木エリア	9,820	m <sup>2</sup>
ウド撤去		3,060	m <sup>2</sup>
隣接地越境サクラ	支障枝剪定	1	式
発生材運搬・処分	枝・葉・幹など	580	m <sup>3</sup>
発生材運搬・処分	根	230	m <sup>3</sup>
諸経費		1	式